

本学入学を希望される皆さんへ

「こども性暴力防止法」の施行に関するお知らせ

こどもを性暴力から守り、その心身の安全を確保することを目的として、令和6年6月に「こども性暴力防止法」（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が成立しました。

本法律は、令和8年12月25日に施行される予定です。

施行日以降、教育・保育等の業務に従事する者に対して、特定性犯罪前科の有無を確認する制度が義務付けられることになります。

このため、教職課程への加入を希望される場合、教育実習や子どもと接するボランティア活動等に参加するにあたり、以下のとおり適切な手続きが求められる見通しです。

入学後に教職課程への加入を検討されている皆様におかれましては、本法律の趣旨及び制度内容をご理解いただき、進路選択の参考としてください。

1. 教育実習等の開始前における犯罪事実の確認について

教育実習又は子どもと接するボランティア活動等を行う前に、法に基づく犯罪事実の確認が行われる可能性があります。

この手続きにより特定性犯罪前科が確認された場合、当該学生は実習等に参加することができません。

2. 教員免許状取得要件への影響について

前項1に該当し教育実習が実施できない場合、大学等を卒業しても、教員免許状の取得要件を満たすことができません。

3. 入学後の教職課程加入者に求められる書類提出について

入学後に教職課程へ加入し、教育実習や子どもと接する活動を行う見込みのある学生には、法の趣旨を理解していただくため、以下の書類の提出が実習先等からも求められる場合があります。

- 同意書（前記1・2に関する確認および同意）
- 誓約書（特定性犯罪前科がないことの誓約）

本学で得た上記書類に関しては、個人情報保護法により、適切に取り扱います。

（参考）法律および制度の詳細

こども家庭庁ホームページ「こども性暴力防止法」

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【上記内容に関する問い合わせ先】

教職課程に関すること：教職センター（電話：052-684-4019）

入学に関すること：入学センター（電話：052-678-4088）